

## 平成26年北秋田市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成26年5月9日（金）午前9時00分から午前10時25分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員（29名）

1番 金田悦子	4番 簾内豊	5番 佐藤篤史
6番 太田兵一	8番 三沢博隆	9番 佐藤茂延
11番 布田久人	13番 松浦義春	14番 柴田英一
15番 柴田喜代志	16番 畠山正敏	18番 長崎成人
20番 近藤利紀	21番 湊広	22番 齊藤富美雄
23番 嘉成久雄	24番 長岐亮仁	25番 檜岡悦子
26番 春日正一	27番 加藤隆悦	28番 佐藤利子
29番 佐藤哲也	30番 三浦剛	31番 杉渕涉
34番 春日祥光	35番 木村正彦	36番 藤岡茂憲
37番 成田光弘	38番 後藤久美	

4. 欠席委員（7名）

2番 小野安則	7番 三沢定幸	10番 熊田進
12番 柏木勲	17番 畠山隆生	32番 佐藤稔
33番 宮腰文義		

5. 欠員（2名）

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第3	議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5	議案第21号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第6	議案第22号	北秋田市農業委員会「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美      副主幹 佐 藤   修      主査 鈴 木   潤

8. 議事録署名委員

5 番 佐 藤 篤 史      6 番 太 田 兵 一

9. 会議の概要

事務局	ご苦勞様です。只今より平成26年北秋田市農業委員会第6回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ ( 省略 )
議 長	5月の定例総会を開催したいと思います。出席状況から報告いたします。委員36名中、欠席届が出されておりますのが、2番小野安則委員・7番三沢定幸委員・10番熊田進委員・12番柏木勲委員・17番畠山隆生・32番佐藤稔委員・33番宮腰文義委員の6名からの欠席届が出されております。36名中29名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第6回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。  ( 異議なしの声 )
議 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。5番佐藤篤史委員、6番太田兵一委員のご両名をお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 ( 詳細省略 )

15番 15番柴田です。作付が始まろうとしている状況ですが、農地中間管理機構の窓口がまだ決まっていないということですが、どのような方向に行くのか流れがわかるのであれば教えて頂きたいです。

事務局 22日のブロック別説明会の概要をわかる範囲で説明いたします。現在、秋田県農業公社が主体となっている農地中間管理機構が、市町村に対して受皿、窓口をどこにするのか推薦状を提出しております。それによって市町村が協議してどこで受けるのか、どこの団体が窓口となるのか決定となりますのですが、協議している段階です。これが決定した場合の流れとしては、今年の夏頃までに農地中間管理機構から農地を受けたい人、耕作者を一般公募で行うようですが、どの様な方法で行われるか詳細については決まっていないようです。農地を借りたい人の募集を第1段階として行うようです。その後、秋口までに農地の出し手を募集する流れの様です。来季からの耕作に向けて農地中間管理機構が農地を集積していく所まではわかっております。今後、市の方で窓口がどこになるのか決定すれば、地元レベルの説明会が開催されるものと思っております。

15番 15番柴田です。農業委員会が窓口になる可能性はありますか。

議長 それはありません。しいて言えば農林課・再生協議会と思われます。この件に関してほかに何かありますか。

( なしの声 )

議長 質問がないようでありますので、次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。

( 詳細省略 )

議長 報告第2号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問がないようでありますので、次に「議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について」議案書により説明。

なお、ただいま説明しました4件につきましては、別添調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

( 詳細省略 )

議 長 議案第19号について事務局より説明して頂きました。現地調査して頂いた委員さんからも説明願いたいと思います。受付番号1番については議席番号22番の斉藤富美雄委員さん、受付番号2番3番については議席番号20番近藤利紀委員さん、受付番号4番については議席番号21番の湊広委員さんからそれぞれ説明お願いいたします。

22番 22番斉藤です。受付番号1番について報告いたします。調査月日は4月28日で調査員は7番三沢定幸委員、18番長崎成人委員、20番近藤利紀委員、21番湊広委員と私です。事務局から佐藤副主幹、鈴木主査の7人で調査いたしました。場所は図面60ページから62ページを見て下さい。市街地から東、栄地区に向かって右になります。もう一箇所は105号線橋のすぐ脇です。譲受け人STさんは以前より譲渡し人HSさんの田んぼを耕作しており、また親戚関係でもあります。どちらも基盤整理されており境界等しっかりしており問題ないと見てきました。ご審議をお願いいたします。

20番 20番近藤です。調査員・日時は同じで省略いたします。場所については空港前の道路と105号線の小森交差点から国道285号線を比内方面に向かって5キロぐらいの地域で坊山というところです。受付番号2番ですが、SKさんとSYさんはいとこの関係にあり譲り受けていただいたとの事です。境界等もしっかりしており周辺に影響もないと見てきました。受付番号3番ですが、以前からSTさんが耕作しており何ら支障ないと見てきました。よろしくご審議お願いします。

21番 21番湊です。調査員・日時は同じで省略いたします。受付番号4番につ

いて説明いたします。図面は69ページから71ページを見て下さい。阿仁幸屋地区でSTさんは地主といますか、地元では親方の様な感じであります。STさんが使用人ということで無償移転とのことですが、境界もしっかりしており周辺にも影響がないものと見てきました。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。「議案第19号」について、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第19号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第20号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第20号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

( 詳細省略 )

議 長 ありがとうございます。「議案第20号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これについても現地調査をして頂いた委員さんからご説明願いたいと思います。受付番号1番から3番については議席番号18番長崎成人委員さん、受付番号4番については議席番号21番湊広委員さんからお願いいたします。

18番 18番長崎です。受付番号1番から3番について説明させていただきます。調査委員と調査日は同じでありますので省略いたします。受付番号1番と2番は関連がありますので一緒に説明します。図面は74ページから81ペー

ジを見て下さい。場所は鷹巣小学校グラウンドのそばでありまして、両側が宅地に挟まれた農地であり、道路から見ますと奥の方が113番地3の住宅地で、113番地1は市道より出入りができるためAKさんは資材置き場として使用したいとの申請であります。宅地造成の隣接は前に転用申請があったところで転用済みであり同じように造成したいとのことであります。続きまして受付番号3番であります。図面82ページから90ページを見て下さい。場所は小ケ田集落の上で湯車川のそばです。日沿道により買収され代替地として住宅を建築したいとの事であります。NMさんほか2件が移転する予定になっておりますが、農振解除後に申請あると思います。現在の住宅地より湯車川を挟んだ向かいで畑として使用しており、パイプハウス3棟あります。受付番号1番・2番・3番の現地調査にK調査士が立ち合いしております。すべて問題ないと見てきました。ご審議お願いします。

21番 21番湊です。受付番号4番を説明いたします。調査委員と調査日は同じでありますので省略いたします。図面91ページから94ページを見て下さい。場所は阿仁比立内の郵便局脇を入った裏側の住宅になります。譲受人のMHさんは昔から資材置き場として使用しており、境界等もハッキリして周りに影響ないと見てきました。ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。「議案第20号」について、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

議長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。議案第20号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

( 詳細省略 )

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 「議案第21号」につきまして、事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に利用権設定の受付番号1番・7番・8番を除いた、その他についてこれから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

議長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第21号中」利用権設定の受付番号1番・7番・8番を除いた、その他について原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第21号中」利用権設定の受付番号1番については農地利用集積円滑化事業でありますので、JA鷹巣町農協理事の退席を求めます。議席番号4番簾内豊委員・9番佐藤茂延委員・11番布田久人委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

( 4番簾内豊委員・9番佐藤茂延委員・11番布田久人委員退席 )

議長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第21号中」利用権設定の受付番号1番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

議長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第21号中」利用権設定の受付番号1番について、原案どおり決することにご異議ご

ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

( 4 番簾内豊委員・9 番佐藤茂延委員入席 )

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第 2 1 号中」利用権設定の受付番号 7 番については議席番号 1 1 番布田久人委員さんの退席のままで質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第 2 1 号中」利用権設定の受付番号 7 番について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

( 1 1 番布田久人委員入席 )

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第 2 1 号中」利用権設定の受付番号 8 番については議席番号 2 4 番長岐亮仁委員さんとの関連がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

( 2 4 番長岐亮仁委員退席 )

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第 2 1 号中」利用権設定の受付番号 8 番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。



( なしの声 )

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第 2 1 号中」利用権設定の受付番号 8 番について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

( 2 4 番長岐亮仁委員入席 )

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第 2 2 号北秋田市農業委員会平成 2 5 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」及び「平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第 2 2 号北秋田市農業委員会平成 2 5 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」及び「平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」議案書により説明。

( 詳細省略 )

議案第 2 2 号について補足説明いたします。3 月の第 4 回総会に於いて皆さんに案を審議していただきましたが、ホームページに 4 月 1 日から一ヶ月間掲載して地域の農業者等からの意見・パブリックコメントを募集いたしました。その結果、意見がありませんでしたので 1 0 2 ページから 1 1 4 ページまでを今回の総会に於いて皆さんに審議していただいて決定したものを東北農政局へ報告します。この報告は農業委員会の適正な事務実施に基づいて行わなければならない事となっております。以上よろしく願いいたします。

議 長 「議案第 2 2 号」につきまして、事務局の説明が終わりました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

事務局 前回の総会に於いて、一部修正させていただいた認定農業者、担い手への集積で認定農業者が更新しなかったり農業をやめたりしたため集積面積が減

少しした件ですが、事務局では担い手というのは認定農業者しか見ていなかったのを指摘されました。今後、鷹巣町・北央農協に協議していきながら認定農業者だけでなく農業の担い手リストを事務局で検討し、実際の担い手に対する農家の集積率というものを調査していきたいと考えております。農地中間管理機構の受け手となるべき農家も認定農業者と限定されておらず、担い手であればよいとして農業公社より説明がありました。担い手とはどこまでを担い手と考えるか農林課と協議していきたいと考えております。

36番 36番藤岡です。今の説明で担い手という言葉の定義は何を指しているのか、70歳・80歳になっても実際に農業を担っていれば担い手になる。認定農業者の申請をしなくても10ha・20ha耕作していれば、これも担い手になる。非常にあいまいな表現で、ここの担い手への農地の利用集積とあるのはすべてが担い手になってしまう。これは市町村が決める問題ではなくて、国がこの言葉を使用しているのようになってきていると思いますが、市町村の農業委員会というよりも全国農業会議所で議論していただきたいと思います。

議長 二農協と農林課と協議しながら、認定農業者だけでなく担い手というのはある程度の線引きをしたほうがいいのではと考えますので、少しのあいだ時間をいただきたいと思います。

その他、何かございませんか。

36番 36番藤岡です。この目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価とあるのは、農地法上でやりなさいという事で決められているのですか。

事務局 直接に農地法ではないのですが、農地法改正後に農業委員会等に関する法律の運用で「農業委員会の適正な事務実施」について、経営局長通知により実施・報告するものとなっております。

36番 パブリックコメントを求めているのは分かりますが、意見が無いという事は批判も無いという事で良しとするのか、あるいは農業委員会の活動に対して市民や農家の人が関心が無いということは、逆に非常に今「農業委員会系統組織の存在」について、政府・与党において議論されておりますが、むしろ色々な意見が出てきた方が、農業委員会の必要性を議論された方がいいのでは、評価の仕方そのものを検討した方が一般市民にも広く農業委員会の活

動をアピールする面でも検討が必要と考えます。

議 長

その他、何かございませんか。

( なしの声 )

質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第22号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成26年第6回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。